

倉吉市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第34号

倉吉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

倉吉市水道事業給水条例（昭和33年倉吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 <u>給水装置工事</u> （第10条—第17条） 第3章～第8章 略 附則 第2章 <u>給水装置工事</u> (<u>給水装置工事の申込み等</u>) 第10条 <u>給水装置工事</u> （法第3条第11項の給水装置工事をいい、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるものを除く。以下同じ。）を施行しようとする水道使用者等は、あらかじめ管理者に申し込まなければならない。ただし、管理者が別に定める給水装置工事は、この限りでない。 2 管理者は、前項本文の申込みがあった場合において必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 3 第1項ただし書の給水装置工事を施行した者（同項本文の規定により申込みを行った者を除く。）は、管理者にこれを報告しなければならない。 (<u>申込工事の取消し等</u>) 第11条 前条第1項本文の規定による申込みをした者（以下「工事申込者」という。）が、申込みに係る給水装置工事（以下この章において「申込工事」という。）の設計を変更し、又は申込みの取消しをしようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。 2 前項の規定による設計の変更又は申込みの取消しにより市に損害を生じた場合は、工事申込者はその損害を賠償しなければならない。 (<u>給水装置工事等の施行</u>) 第12条 給水装置工事の施行は、管理者又は法第16	目次 第1章 略 第2章 <u>給水装置の工事及び費用</u> （第10条—第17条） 第3章～第8章 略 附則 第2章 <u>給水装置の工事及び費用</u> (<u>工事の申込み</u>) 第10条 <u>給水装置の新設、改造、修繕</u> （法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去その他の工事（以下この章において「工事」という。）をしようとする者は、書面をもって管理者に申し込まなければならぬ。ただし、修繕に限り、口頭で申し込むことができる。 2 管理者は、前項の申込みがあった場合において必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 (<u>工事の取消し等</u>) 第11条 前条の規定により申込みをする者（以下「工事申込者」という。）が、工事の設計を変更し、又は申込みの取消しをしようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。 2 前項の規定による設計の変更又は申込みの取消しにより損害を生じた場合は、工事申込者がその損害を賠償しなければならない。 (<u>工事の施行</u>) 第12条 工事の設計及び施行は、管理者又は法第16

<p>条の2第1項の規定により管理者が指定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が行う。</p> <p>2 指定工事業者が<u>申込工事を施行するときは、指定工事業者は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、しゅん工後速やかに検査を受けなければならない。</u></p>	<p>条の2第1項の規定により管理者が指定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が行う。</p> <p>2 <u>前項の規定により工事の設計及び施行を指定工事業者が行うときは、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、しゅん工後速やかに検査を受けなければならない。</u></p>
<p>3・4 略</p> <p>(給水装置工事の施工方法)</p> <p>第13条 管理者は、<u>給水装置工事</u>に関し、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p>	<p>3・4 略</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第13条 管理者は、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができます。</p>
<p>2 管理者は、<u>給水装置工事</u>に関し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を<u>定め</u>ることができる。</p> <p>(給水装置工事の費用負担)</p> <p>第14条 <u>給水装置工事</u>の費用（以下「工事費」という。）は、<u>水道使用者等</u>の負担とする。</p>	<p>2 管理者は、<u>指定工事業者</u>に対し配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を<u>指示</u>することができる。</p> <p>(工事の費用負担)</p> <p>第14条 <u>工事</u>の費用（以下「工事費」という。）は、<u>工事申込者</u>の負担とする。</p>
<p>2 略</p> <p>(工事費の予納及び精算)</p> <p>第16条 管理者が<u>給水装置工事</u>を施行するときは、<u>水道使用者等</u>は、設計により算出した工事費の概算額を工事の着手前に納入しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認める<u>給水装置工事を除く。</u></p>	<p>2 略</p> <p>(工事費の予納及び精算)</p> <p>第16条 管理者が<u>工事</u>を行うときは、<u>工事申込者</u>は、設計により算出した工事費の概算額を工事の着手前に納入しなければならない。ただし、<u>修繕その他工事</u>で管理者がその必要ないと認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項に規定する概算額は、<u>給水装置工事</u>のしゅん工後にこれを精算する。</p> <p>(給水装置の変更)</p> <p>第17条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により<u>給水装置工事を施行する必要がある場合</u>は、<u>給水装置</u>の所有者の同意がなくても、<u>当該給水装置工事を施行</u>することができる。</p>	<p>2 前項に規定する概算額は、<u>工事</u>しゅん工後、これを精算する。</p> <p>(給水装置の変更)</p> <p>第17条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により<u>給水装置に変更を加える工事を必要とする</u>ときは、<u>当該給水装置</u>の所有者の同意がなくても、<u>当該工事を施行</u>することができる。</p>

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行し、同日以後に着手する給水装置工事について適用する。